

# 居宅介護支援事業所 原谷こぶしの里

## 重要事項説明書

### 1 事業の目的及び運営の方針

#### (一) 事業の目的

要介護状態にある方の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案し、自立した生活が送れるよう居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。また、要介護者が介護保険施設の入所を希望される場合は、介護保険施設への紹介などの便宜の提供を行うことを目的とします。

#### (二) 運営方針

利用者が、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことが出来るよう配慮して、生活全般にわたる援助を行います。

事業の運営にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者の意思に基づいたサービス提供を目的とし、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることがないように公正中立に行います。

地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設、他制度の専門員との連携や、健康管理や重度化防止の観点から医療機関等との連携を行います。

### 2 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 原谷こぶしの里
所在地	京都市北区大北山長谷町5番地36
TEL・FAX	TEL 463-1675 FAX 463-4904
介護保険指定	指定番号 2670100060
サービスを提供する地域	京都市北区（鷹峯学区、衣笠学区、金閣学区、大將軍学区、中川学区、小野郷学区）
管理者	内海加代

### 3 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
介護支援専門員	5名	2名	7名

### 4 営業日・営業時間

月曜日～土曜日	午前 8：30 ～ 午後 5：30
---------	-------------------

ただし、1月1日～3日は休業

休業日及び午後5：30～午前8：30の間は、当直者からの呼び出し体制をとることによって敏速に相談業務を行なうこととします。緊急時の場合も、上記電話番号にご連絡いただければ対応をいたします。

## 5 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

利用申し込み者から居宅介護支援の利用申し込みがあり次第、利用申し込み者またはその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の重要事項説明の交付と説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることの同意（文書）を得ます。利用者等における状態を把握し、複数の指定居宅サービス事業所等について情報提供を行います。利用者等のサービス選択を受けて、「居宅サービス計画」の原案を作成します。本計画と利用者負担額、位置づけた指定居宅サービス事業所等の選定理由（①前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合 ②前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの同一事業所によって提供された割合）について説明し、サービス提供機関との調整、書類のやりとりを行い、実際のサービスの提供が始まります。

居宅サービス計画を策定後、利用者、家族、医療機関やサービス提供事業者との緊密な連携を継続的に行います。月1回は利用者宅を訪問し、また必要に応じて訪問・電話・文書等により連絡し、利用者、家族に面接してモニタリング（居宅サービス計画の実施状況、サービスの利用状況や生活の状況を把握など）を行います。必要に応じて計画の変更や、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他必要な対応をします

※テレビ電話装置その他の情報通信機器を利用したモニタリング

【要件】(ア)利用者の同意を得る (イ) サービス担当者会議等で以下 (i) ~ (iii) について主治医、担当者その他の関係者の同意を得ている (i) 利用者の状態が安定している (ii) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること (家族のサポートを含む) (iii) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により収集する (ウ) 2月に1回 (介護予防支援の場合は6月に1回) 以上、利用者宅を訪問する。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネージャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触の面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

## 6 利用料（居宅介護支援費については別紙に記載しております）

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

\* 保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて介護報酬告示上の額（別紙を参照下さい）を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、京都市の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けら

れます。

## 7 秘密の保持

- ・事業所職員（退職職員も含む）については、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。但し、緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ・事業所職員は、サービス担当者会議等において、利用者から予め同意を得ない限り利用者の個人情報や、また利用者の家族から予め同意を得ない限り利用者の家族の個人情報を用いません。

## 8 サービス提供中の事故発生時の対応について

- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、別途の「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って対応いたします。その際に、利用者およびご家族の安全と権利を守るよう努力すると共に、可能な限り事前に利用者およびご家族の納得、ご了解が得られるようにいたします。
- ・事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市へ報告いたします。

## 9 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。

## 10 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会の開催
- ② 高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止研修の実施
- ④ 専任担当の配置

## 11 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

## 12 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ① 感染対策委員会の開催
- ② 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ④ 専任担当者の配置

13 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は利用者等の生命身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14 相談・要望・苦情及びサービス内容等の照会は、下記窓口まで

- ① 苦情受付担当者 居宅介護支援事業所 原谷こぶしの里 宮向直  
苦情解決責任者 居宅介護支援事業所 原谷こぶしの里 管理者 内海加代  
電話 075-463-1675  
FAX 075-493-4904  
受付時間 月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:30

② 運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付  
第三者委員

小川 栄二 (元立命館大学教授)

藤松 素子 (佛教大学教授)

電話 075-491-2141 (佛教大学)

原田 眞美 (認知症のひと家族の会京都府支部元世話人)

電話 050-5358-6577 (認知症のひと家族の会京都府支部)

③ その他、当事業所以外に各区役所・京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情  
窓口に苦情を伝えることができます。

- ・京都市北区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当  
電話 075-432-1364
- ・京都市上京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当  
電話 075-441-5106
- ・京都市右京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当  
電話 075-861-1416
- ・京都市中京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当  
電話 075-812-2566
- ・京都府国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090

15 第三者評価の実施状況 有

実施した直近の年月日 令和5年 1月 23日

評価機関 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会

居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

居宅介護支援事業所 原谷こぶしの里

説明者 氏 名：

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始及び 法定代理受領が出来なくなった場合の利用料の徴収について同意し、受領しました。

年 月 日

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

署名代筆者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者との関係 ( )

## 個人情報の使用に関する同意書

居宅介護支援事業所  
原谷こぶしの里

私、(利用者) \_\_\_\_\_ と貴事業所との間で、 年 月 日に締結した、居宅介護支援に関する契約書 15 条の秘密保持に関し、サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整等に必要範囲において、私及び私の家族の個人情報を使用することに同意いたします。

年 月 日

【利用者】 住所

氏名 \_\_\_\_\_

【家族】 住所

氏名 \_\_\_\_\_

利用者との関係 ( )

【家族】 住所

氏名 \_\_\_\_\_

利用者との関係 ( )

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

【署名代筆者】 住所

氏名 \_\_\_\_\_

利用者との関係 ( )